

# 確定申告のお知らせ

## 所得税の申告

確定申告は、国税である所得税などの申告です。税務署での相談・提出の受け付けのほか、市では、文化会館に、作成済みの申告書を投かんできるボックスを設置するほか、税理士会による無料申告相談などを開催します。

【問】市川税務署 ☎047・335・4101 (市民税課) ID 1033603

### スマートフォンやパソコンで確定申告ができます

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」<https://www.keisan.nta.go.jp> (右記二次元コード) では、画面の案内に沿って金額を入力するだけで、所得税などの申告書の作成ができ、マイナンバーカードを読み取ることで、e-Tax (電子申告) による送信 (提出) ができます。このほか、マイナポータルと連携すると、収入・控除などに関する情報を確定申告書に自動入力できます。



### スマホ申告作成

ご自身のスマートフォンを利用した確定申告の作成会です。

2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後4時  
※土・日曜日、2月24日(休月)を除く  
所 文化会館

スマートフォン、申告に必要な書類、マイナンバーカード (発行時にご自身で設定した2種のパスワードが必要)

### 確定申告書相談会

原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用して申告書を作成していただきます。

【時】2月17日(月)～3月17日(月)の月～金曜日 (2月24日(休月)を除く)・3月2日(日)午前9時～午後5時 (入場整理券の配付＝午前8時30分～午後4時)  
【所】ニッケコルトンプラザ (市川市鬼宮)  
※駐車場の料金サービスは行っていません

【時】2月4日(火)～7日(金)・10日(月)午前9時30分～午後3時 (入場整理券の配付＝午前9時15分～午後3時)  
【所】文化会館  
【対象】▶事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額 (専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前) が300万円以下の方  
▶給与所得 ▶公的年金所得  
【対象外】▶配当所得、住宅借入金等特別控除、土地・建物および株式などの譲渡所得など、相談内容が複雑な方  
▶贈与税・相続税に関する相談のある方

混雑緩和のため、入場整理券を当日配付します。なお、入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。市川会場に限り、LINEアプリから入場整理券を取得できます。

【国税庁LINE公式アカウント】@kokuzei (右記二次元コード)



持物 ▶源泉徴収票など申告相談に必要な書類  
▶スマートフォンまたはタブレット端末 (お持ちの方)  
▶マイナンバーカード (または番号確認書類と本人確認書類)  
※マイナンバーカード発行時に設定したパスワード (利用者証明用電子証明書 (数字4桁) と署名用電子証明書 (英数字6文字以上16文字以下)) が必要

※会場では、社会保険料などの納付済額を確認することはできません。社会保険料控除を申告する場合は、納付済額を確認できる書類をお持ちください

### 作成済み申告書の提出

市川税務署 3月17日(月) (消印有効) までに、直接、市川税務署へ、または郵送で、〒262-8507千葉市花見川区武石町1-520東京国税局業務センター千葉西分室へ  
※控えへの收受印の押なつはできません。申告書などの正本 (提出用) のみを提出 (送付) してください

文化会館 2月17日(月)～3月17日(月)午前9時～午後4時  
※土曜日、2月24日(休月)を除く

作成済み申告書を投かんできるボックスを設置します。投かんのため、内容の確認や控えへの收受印の押なつはできません。申告書などの正本 (提出用) のみを投かんしてください。

### 年金収入が400万円以下の方へ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、海外年金など源泉徴収の対象となっていない公的年金などが含まれている場合は、確定申告が必要です。  
※公的年金など以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります

所得税の申告・納付、市民税・県民税の申告は **3月17日(月)まで**

### 確定申告書用紙の配布

時・所 ① 2月4日(火)～16日(日)午前9時～午後4時 (土曜日、2月11日(休月)を除く)………市民税課 (市役所2階)  
② 2月4日(火)～3月17日(月)午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、2月11日(休月)・24日(休月)を除く)……各駅前行政サービスセンター  
③ 2月17日(月)～3月17日(月)午前9時～午後4時 (土曜日、2月24日(休月)を除く)………文化会館

配布用紙種類 申告書、医療費控除の明細書、住宅ローン控除、所得税納付書  
※用紙がなくなりしだい終了。国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp>からもダウンロード可

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の控除申告

令和6年1月1日～12月31日までに納付した国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、令和6年分の確定申告の際に、社会保険料控除として申告することができます。

金額がわからないときは、お問い合わせください。その際は、国民健康保険税の場合、市の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせや納税通知書に記載されている記号番号が、後期高齢者医療保険料の場合、保険証・資格確認書に記載されている被保険者番号が必要です。

問 国保年金課  
▶国民健康保険税について………☎712・6280 ID 1012480  
▶後期高齢者医療保険料について……☎712・6274 ID 1028033

### 主な国税の納期限

申告所得税および復興特別所得税	消費税および地方消費税(個人事業者)	贈与税
納期限: 3月17日(月) 振替日: 4月23日(水)	納期限: 3月31日(月) 振替日: 4月30日(水)	納期限: 3月17日(月)

税務署からは納税額が記入された納付書や納税通知書などのお知らせが送付されることはありません

### 納付方法

#### キャッシュレス納付

▶ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)  
事前にダイレクト納付利用届出書を提出している方は、登録した預貯金口座に納付の指示を出すことにより、口座から納付できます  
▶インターネットバンキングやATMを利用して納付  
事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行ったうえで、納付情報を登録または入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます  
▶クレジットカード納付  
「国税クレジットカードお支払いサイト」[https://koukin.f-regi.com/fc/kokuzei\\_direct/](https://koukin.f-regi.com/fc/kokuzei_direct/) から、クレジットカードを利用して納付できます  
※納税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は国の収入になるものではありません)

▶スマホアプリ納付  
「国税スマートフォン決済専用サイト」[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone\\_nofu/](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/) から、スマホアプリ決済を利用して納付できます。なお、2月1日(出)からは、e-Taxで申告などの手続きが必要になります。  
※納付できる金額は30万円以下。事前にPay払いの残高のチャージが必要

#### キャッシュレス納付以外の納付方法

▶二次元コードを利用したコンビニ納付  
自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システムなどから納付に必要な情報を二次元コードとして作成 (印刷) し、コンビニエンスストアで納付できます ※納付できる金額は30万円以下

▶納付書を使用した納付  
現金に納付書を添えて、金融機関 (日本銀行歳入代理店) または所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。なお、金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署にご連絡ください

## 市民税・県民税の申告

### 申告が必要な方

- ▶令和7年1月1日時点で浦安市に住居登録がある方のうち、次のいずれかに該当する方
  - 令和6年1月～12月に収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養になっている方  
※単身赴任をしている方の扶養になっている場合も申告が必要です
  - 国外の法令に基づく公的年金を受給している場合や、遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得のみを受けている方
  - 給与支払者から、浦安市に給与支払報告書の提出がなかった方
- ▶令和7年1月1日時点で浦安市に事業所または家屋敷 (住宅) を有し、かつ市外に住所がある方

### 以下の方は申告の必要がありません

- ▶令和6年分の所得税確定申告をする方
- ▶公的年金や給与収入のみで、追加の控除がない方
- ▶収入がなく、住民票上一世帯の親族の税法上の扶養控除、配偶者控除の対象になっている方  
※扶養している方の源泉徴収票で確認してください

### 申告に必要なもの

- ▶令和6年1月～12月中の所得を証明する書類 (給与所得や公的年金などの源泉徴収票など)
- ▶各種控除証明書 (国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)
- ▶マイナンバーカード (または番号確認書類と本人確認書類)
- ▶医療費控除の明細書 (記入済みのもの)

### 医療費控除を申告される方へ

- ▶支払った医療費の合計額を事前に計算し、「医療費控除の明細書」の作成が必要です
- ▶領収書の提出はできません。領収書は5年間保存してください
- ▶非課税の方は医療費控除を申告されても、控除を受けることができません
- ▶国保年金課や保険組合から交付される医療費のお知らせ通知やハガキも「医療費控除の明細書」の代わりとしてお使いいただけます

### 申告書の取得方法

市ホームページからダウンロード、または、郵送を希望する方は、電話で、市民税課へ  
※前年に市民税・県民税の申告をした方で、今年度も申告が必要と思われる方には、申告書を発送します (確定申告している方を除く)

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方とその家族の市民税・県民税の申告

昨年一年間、所得がなかった方や、所得が少なく所得税や市民税・県民税がかからない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定のため、市民税・県民税の申告が必要です。被保険者および世帯主の申告がない場合、保険料 (料) の軽減判定のほか、自己負担限度額の判定が正しく行われない場合があります。

申告が必要な方の例  
別の世帯の家族に扶養されている方、または以下の方で同じ世帯の家族に税法上で扶養されていない方

▶仕送りや預貯金で生活されている方  
▶遺族年金や障害年金だけを受給している方

申告が不要な方の例  
▶同じ世帯の家族に税法上で扶養されている方  
▶給与や年金の支払者が市に報告をしている方

問 国保年金課  
▶国民健康保険税について………☎712・6280 ID 1012481  
▶後期高齢者医療保険料について……☎712・6274 ID 1017050

### 申告書の提出

【時】2月17日(月)～3月17日(月)午前9時～午後4時 | 【所】文化会館  
※土曜日、2月24日(休月)を除く

### 市民税・県民税申告書の郵送提出にご協力ください

申告書と必要書類を、3月17日(月) (消印有効) までに、〒279-8501浦安市役所市民税課へ郵送してください。申告書の控え (2枚目) は返しませんので、切り離して保管をお願いします。なお、申告書の控えに受付印が必要な方は、控えを切り離さず、返信用封筒 (あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの) を同封してください。

【問】市民税課 ☎712・6212

ID 1041422

## 子どもたちによる 平和なまち絵画コンテスト2024 作品展示会

【時】1月16日(休)～30日(休)午前8時30分～午後5時 (土曜日を除く) | 【所】市民ホール (市役所1階) | 【問】地域振興課 ☎712・6247

### 浦安市



### 平和首長会議



※年齢は令和6年11月1日時点

展示会 = ID 1021750、受賞作品 = ID 1044106